

2021（令和3）年度

事業報告書

2021年4月1日から

2022年3月31日まで

事業について

2021年度において、次の事業を実施した。なお、数値は消費税込みである。

I. 私的録音補償金の徴収、分配等に関する事業

1. 私的録音補償金の決定、徴収及び分配その他私的録音補償金を受ける権利の行使に関する こと

(1) 徴収事業

2020年度下半期出荷分および2021年度上半期出荷分について、電子情報技術産業協会（JEITA）及びJEITA非会員から特定機器及び記録媒体に係わる私的録音補償金を徴収した。

2021年度内の受領額は次のとおりである。

私的録音補償金受領額：14,146,909円（前年度18,910,658円）

【内訳】

特定機器：3,756,367円

（2020年度下期出荷分2,239,795円、2021年度上期出荷分1,516,572円）

特定記録媒体：10,390,542円

（2020年度下期出荷分5,870,565円、2021年度上期出荷分4,519,977円）

(2) 分配事業

2020年度（上期・下期）出荷分の特定機器および特定記録媒体に係る補償金16,308,290円から、管理手数料および共通目的基金を控除した額に、前年度法人会計の収支差額を加えた14,109,670円（前年度13,735,565円）を権利者3団体に分配した。

| | 分配比率 | 分配金額 | |
|---------|------|------------|--------------|
| 権利者区分 | 100% | 14,109,670 | 権利者3団体 |
| 著作権者 | 36% | 5,079,482 | 日本音楽著作権協会 |
| 実演家 | 32% | 4,515,094 | 日本芸能実演家団体協議会 |
| レコード製作者 | 32% | 4,515,094 | 日本レコード協会 |

(3) 権利者団体は、当協会から配分を受けた補償金について、権利者への分配は次のとおりである。

①一般社団法人 日本音楽著作権協会（JASRAC）

(i) 2021年度受領分の著作権者分補償金を音楽と言語の二つの分配資金（音楽4,867,836円、言語211,646円＜配分比率＝34.5：1.5＞）に区分し、言語に関わる著作権者への分配資金は、（協）日本脚本家連盟に分配した。

- (ii) 2021 年度受領分の補償金、預金利息及び非委託者分配資金(1%)からの繰入額を合算し、他事業者への分配額を控除した合計額 4,581,048 円を委託者等分配資金及び非委託者分配資金に区分し、委託者分配資金である 4,535,237 円（分配手数料を除く）及び非委託者分 45,811 円（分配手数料を除く）について権利者分配を行った。また前年度繰越補償金のうちの分配保留解除分 1,468,163 円について分配を行った。
- (iii) 他事業者（株Nextone）に対しては、録音権を委託する著作権者に対する分配資金として「私的録音補償金の分配委託業務に係る契約」に基づき、328,670 円を分配した。
- (iv) （協）日本脚本家連盟は、JASRAC からの配分後、2021 年度受領分補償金及び非委託者分配基金の合算額 213,738 円を会員など分配基金（99%）及び非会員分配基金（1%）に区分し、このうち会員分配基金（分配手数料を除く）201,021 円について該当権利者分配を行った。

②公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会

実演家分補償金について、2021 年度受領分（2020 年度出荷分）から手数料・クレーム基金を控除し、2018 年度クレーム基金残額および管理期間経過後の残額を加算した 7,853,671 円を 2020 年度分として、併せて 2019 年度以前分の補償金のうち 2,457,506 円の分配を行った。

③一般社団法人 日本レコード協会

2021 年度受領のレコード製作者分補償金からクレーム基金及び業務手数料等を控除後の 3,160,350 円並びに 2020 年度分の保留分（クレーム基金と業務手数料の残額合計）777,105 円について権利者分配を行った。

2. 共通目的事業

・当年度共通目的基金

当年度の共通目的事業を実施するための基金（当年度分配対象補償金から管理手数料を控除後の額の 20%相当額）は 2,609,326 円で、前年度実績（3,274,564 円）に対し 79.6%であった。これに前年度繰越分 19,377,032 円を加えた基金総額は、21,986,358 円であった。

なお、2022 年度への繰越しは 21,280,047 円となった。

・定款第 4 条に基づき以下の共通目的事業を実施した。

1. 著作権制度に関する教育及び普及啓発事業、又はこれらの事業に対する助成

(1) 自主事業

共通目的事業のうち当協会の自主事業として、補償金制度に対する理解と sarah の周知のための事業を次のとおり実施した。（事業費総額 516,010 円）

① 教育現場におけるアプローチ

これからの情報化社会を担う児童・生徒に対して、著作権に関する基礎的な知識を提供することにより著作権の大切さをより身近なものとして実感してもらうことを目的とした事業を実施した。新型コロナウイルスの影響により配布数の減少が続いている。

- ・冊子「生徒のための著作権教室」の配布 3,722 部（前年 6,566 部）
- ・冊子「教師のための著作権講座」の配布 1,921 部（前年 3,529 部）

② 助成事業の実施に際して、主催者に配布を義務付けるパンフレットの作成・配布

「私的録音補償金制度」に係る認知度の向上及び著作権保護意識の啓発を図るため、文化庁の著作権セミナーにおいてパンフレットの配布により周知を行う予定であったが、新型コロナウイルスの影響でセミナー等は減少し、当年度はリアルセミナー等は開催されず配布はなかった。（前年 565 枚）

③ 私的録音補償金制度及び sarah の業務に関する周知・徹底を図るための広報活動

私的録音補償金制度及び sarah の業務に関する周知・徹底を図るため事業案内を配布するとともに、ホームページでの広報を行っている。なお、当年度はリアルセミナー等は開催されず配布はなかった。（前年 565 枚）

以上